

令和5年度乳がん・子宮がん検診

◆乳がん検診

市に住民登録のある40歳以上の女性(昭和59年3月31日以前生まれ)で、令和4年度に市の乳がん検診を受けておらず(検診は2年に一度)、現在症状もなく、勤務先などで受診の機会がない方。先着1,300人【検診期間】右表のとおり場きよせ旭が丘記念病院(旭が丘一丁目)・複十字病院(松山三丁目)・武蔵野総合クリニック(元町一丁目)費2,000円

▶乳がん検診無料クーポン券

令和5年4月20日時点で市に住民登録があり、昭和57年4月2日から昭和58年4月1日生まれの女性の方は、「乳がん検診無料クーポン券」を6月下旬に一斉送付しますので、申込みの必要はありません。

ただし、4月20日以降に清瀬市に転入された方は、お問い合わせください。



電子申請はこちら(乳がん)

◆子宮がん検診

清瀬市に住民登録のある20歳以上の女性(平成16年3月31日以前生まれ)で、令和4年度に市の子宮がん検診を受けておらず(検診は2年に一度)、現在症状もなく、勤務先などで受診の機会がない方。先着1,200人

【検診期間】右表のとおり

場公立昭和病院(小平市花小金井八丁目)・宇都宮レディースクリニック(元町一丁目)費額が乳がん検診1,000円、体がん検診(条件あり)1,000円



電子申請はこちら(子宮がん)

申込み時期に対応する受診期間(乳がん検診・子宮がん検診共通)

申込み時期	受診券発送時期	受診期間
5月16日~31日	6月下旬	7月1日~10月31日
6月1日~30日	7月下旬	8月1日~11月30日
7月1日~31日	8月下旬	9月1日~12月31日
8月1日~31日	9月下旬	10月1日~令和6年1月31日

申問乳がん検診・子宮がん検診いずれも5月16日~8月31日(当日消印有効)に、電子申請・はがき(記入例参照)・窓口で健康推進課健康推進係 ☎042-497-2075へ

はがき記入例(普通はがきでお申込みください)

- 乳がん・子宮がん検診申込み
1. 住所
 2. 氏名(ふりがな)
 3. 生年月日
 4. 電話番号
 5. 希望する検診と現時点で受診予定の病院をご記入ください
- 乳がん検診
1. きよせ旭が丘記念病院
 2. 複十字病院
 3. 武蔵野総合クリニック
- 子宮がん検診
1. 公立昭和病院
 2. 宇都宮レディースクリニック

あて先は、「〒204-8511 清瀬市健康推進課乳がん・子宮がん検診申込み担当行」

※電話での申込みはできません。
※生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付対象者は、その証明書を提出すれば無料。
※50歳以上の方の自己負担額無料化は、令和4年度で終了したため、本年度より50歳以上の方も自己負担額が適用されます。

年に1回必ず受診！健康診査

令和5年度の各種健康診査を右表のとおり行います。

清瀬市国民健康保険加入者で40歳以上の方＝特定健康診査、後期高齢者医療制度加入者＝後期高齢者医療健康診査、生活保護受給者などで40歳以上の方は清瀬市健康診査

※詳しくは、市ホームページまたは対象者へ送付する案内を確認してください。

※年度途中で加入、転入または被保険者記号・番号を変更された方などの受診月は、遅れる場合があります。

対象者の生まれ月	受診月	案内送付時期
4・5月	6月	5月中旬
6・7月	7月	6月中旬
8・9月	8月	7月中旬
10・11月	9月	8月中旬
12・1月	10月	9月中旬
2・3月	11月	10月中旬

※40歳から74歳までの清瀬市国民健康保険加入者以外の方は加入している医療保険者(健康保険組合・共済組合など)が実施します。各医療保険者へお問い合わせください。

健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076



詳しくはこちら

ひとり親世帯分 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に直面する低所得のひとり親子育て世帯に対し、給付金を支給します。【給付対象】児童扶養手当の支給要件に該当し、18歳に達する日以降の最初の3月31日(18歳の年度末)までの間にある児童、または一定の障害がある20歳未満の児童を監護(監督・保護)する下表のA~ウのいずれかの要件に該当する方(注1)



詳しくはこちら

要件	給付金の対象世帯(ひとり親世帯分)	申請の有無
ア	令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方	不要
イ	公的年金等(注2)を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(注3)で、令和3年中の収入が児童扶養手当の所得制限限度額に相当する収入額未満の方 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。	必要
ウ	令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者	必要

(注1) 児童扶養手当法に定める「養育者」も対象となります。
(注2) 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
(注3) すでに児童扶養手当の受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の認定請求をしていれば、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全部または一部停止されたと推測される方も対象となります。

【収入基準額表(養育者が父母の場合)】

イ: 令和3年12月31日時点で扶養を行っている者の人数 ウ: 申請日時点で扶養を行っている者の人数	収入基準額
0人	3,114,000円
1人	3,650,000円
2人	4,125,000円
3人	4,600,000円

※人数が1人増えるごとに475,000円を加算した額が収入基準額となります。
※令和3年中の収入額が上記基準額を超過した場合は、「簡易な所得額の中立書」により、雑損控除や医療費控除を控除した所得額で審査し対象となる場合もございます。

【支給額】児童1人あたり一律5万円

【申請方法・支給予定日】

◆要件アの方: 申請不要 令和5年5月31日(水)支給予定です。対象者へは、ご案内を送付済みです。

◆要件イ・ウの方: 申請必要 申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して子育て支援課子育て支援係まで郵送または直接窓口へご提出ください。振込みは、申請月の翌月末を予定しています。支給が決定した方へは、支給通知書を振込日前に送付します。

【申請期間及び受付時間】

5月15日(月)~令和6年2月29日(木)午前8時30分~午後5時(土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合は消印有効)

【必要書類】

申請書のほか、「簡易な収入見込額の中立書」「収入額がわかるもの」「申請者・請求者及び児童の戸籍謄本または抄本」などが必要です。詳しくは、市ホームページを確認していただくか上記へお問い合わせください。

【ひとり親世帯以外分】

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯(非課税世帯)に対する給付金は、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)の受給世帯などに支給します。対象者へはご案内を送付済みです。

※ご不明な点は 子育て支援課子育て支援係 ☎042-497-2088まで

新型コロナウイルスワクチン接種

令和5年春開始接種(8月末まで)

①65歳以上の方

②5歳以上で基礎疾患を有する方・その他重症化リスクが高いと医師が認める方

③医療機関・高齢者施設・障害者施設等の従事者の方



詳しくはこちら

◆接種券発送スケジュール

前回接種日	接種券発送時期
令和4年11月9日までに接種した方	令和5年4月25日発送済
令和4年11月18日までに接種した方	令和5年4月28日発送済
令和4年12月27日までに接種した方	令和5年5月10日発送済
令和5年2月28日までに接種した方	令和5年5月19日ごろ
令和5年3月1日以降に接種した方	最終接種日から3か月経過を目途に郵送

※未使用の接種券がある方には郵送していません。

- ・4月1日以降に転入された65歳以上の方
 - ・対象者で接種券が届いていない方
- ⇒接種券発行申請が必要です。
市ホームページを確認していただくか、コールセンターにお問い合わせください。

◆乳幼児(生後6か月~4歳)の方へ

郵送された案内を確認していただき、接種を希望する場合は、接種券発行申請を行ってください。

◆ワクチンに関する各種問合せ先

- ・清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター
市で行う新型コロナウイルスワクチン接種や接種券に関すること。
☎042-497-1507(土・日曜日、祝日を除く午前9時~午後6時)
- ・東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター
接種後の副反応に関すること。
☎03-6258-5802(24時間、年中無休) ☎03-5388-1396(都ホームページにあるFAX相談票を使用してください)
- ・厚生労働省新型コロナウイルスワクチンコールセンター
新型コロナウイルスワクチン接種に関すること。
☎0120-761770(午前9時~午後9時、年中無休)